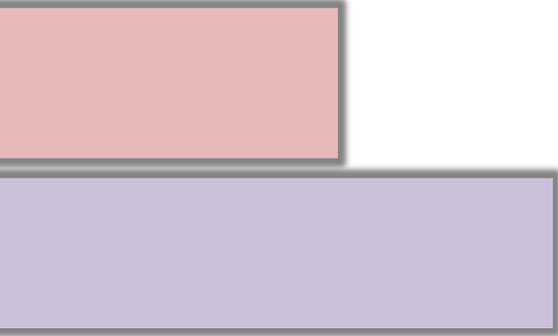


網走市立学校における
働き方改革推進プラン
【第2期】



令和4年3月
網走市教育委員会

目 次

網走市立学校における働き方改革推進プランの取組成果と課題	・・・ P1～P5
Ⅰ．現推進プランの目標に対する達成度	
Ⅱ．教職員の時間外勤務に係る推移および時間外勤務等に係る実態調査結果	
Ⅲ．働き方改革推進校における実践研究の実施	
Ⅳ．現推進プランにおける市教委の主な取組	
Ⅴ．第2期推進プランの策定に向けて	

働き方改革推進プラン【第2期】の概要

1 推進プラン（第2期）の性格及び目的	・・・ P5
2 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間	・・・ P5～P7
3 市教委及び学校の役割	・・・ P8
4 具体的な取組	
Action 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	・・・ P9
Action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減	・・・ P9～P10
Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	・・・ P10～P13
Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実	・・・ P13～P15
5 留意事項	・・・ P15

網走市立学校における働き方改革推進プランの取組成果と課題 ～第2期推進プランの策定に向けて～

網走市教育委員会では、平成31年3月に網走市立学校における働き方改革推進プランを策定し、平成31年度から令和3年度までの3年間を取組期間として教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。

I. 現推進プランの目標に対する達成度

現推進プランでは、令和3年度末までに目指す指標として、部活動休養日の完全実施や変形労働時間制の活用、定時退勤日の月2回以上実施、学校閉庁日の年9日以上実施を指標に掲げ、その実施率が100%となるよう目指してきた。その結果については次のとおり。

- | |
|--|
| (1) 部活動休養日を完全に実施している部活動の割合・・・100% (6校中6校) |
| (2) 変形労働時間制を活用している学校の割合・・・93% (15校中14校) |
| (3) 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合・・・93% (15校中14校) |
| (4) 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合・・・100% (6校中6校) |

* 学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査 / 部活動に係る調査より

以上の結果から、当初の目標についてはほぼ達成し、これらの一定の定着が図られていると考えられる。

II. 教職員の時間外勤務に係る推移および時間外勤務等に係る実態調査結果

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、道教委では、令和2年4月よりすべての小中学校に校務支援システムのグループウェア機能として出退勤管理システムを導入し、毎月の勤務時間の把握を行っている。

網走市における小中学校の時間外勤務に係る推移を見ると、時間外勤務を月4.5時間以上行っていた者の割合は令和2年度と比べ令和3年度においては着実にその割合が減少しており、全体の時間数を比較しても減少が見られるところである。

また、年度内で見えた時には年間で最も時間外勤務が多いと思われる6月と比べ、各月の平均在校等時間は減少している傾向にある。

とりわけ長時間勤務となっている教頭と、職員数の多い主幹教諭・教諭に着目すると、正規の勤務時間外において、教頭にあつては、調査等の事務処理、会議や打合せ、学校経営・学校運営に関する業務に従事しており、主幹教諭・教諭にあつては、教材研究・授業準備や成績処理、週休日の部活動指導等の業務に従事しているという状況が見られる。

これらの解消のためには、道教委や市教委において、調査業務の更なる精選など、これまで実施してきた取組の精度を一層高め、速やかに実行するとともに、その効果測定に基づい

て不断の見直しを行い、より実効性の高い取組を進めていく必要がある。

また、各学校においては、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICTの活用促進、部活動数の見直しなど、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から速やかに実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

【時間外勤務を月45時間以上行っていた者の割合】

年度		全体	小学校	中学校
教頭	R2	100.0%	100.0%	100.0%
	R3	80.0%	77.8%	83.3%
	前年度比	▲20.0P	▲22.2P	▲16.7P
主幹教諭 教諭	R2	38.7%	34.1%	46.0%
	R3	28.1%	27.7%	28.7%
	前年度比	▲10.6P	▲6.4P	▲17.3P

【1か月の時間外在校等時間】

年度	小学校	中学校
令和2年度	38時間45分	44時間59分
令和3年度	34時間31分	38時間49分
前年比	▲4時間14分	▲6時間10分

【令和3年度における教職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間（15校の平均値）】

項目	6月	7月	8月	9月	10月
時間外在校等時間	42時間18分	30時間52分	22時間9分	35時間52分	36時間9分
6月との差	-	▲11時間26分	▲20時間9分	▲6時間26分	▲6時間9分

Ⅲ. 働き方改革推進校における実践研究の実施

道教委では、令和2年度に働き方改革推進校を23校指定し、働き方改革手引「Road」を活用しながら学校の実情や地域の特性に応じた実践研究を進めている。

網走市においては、第五中学校が推進校として実践研究し取組を進めた。その成果については中間報告会および最終報告会において実践発表を行い、他校にとっての参考事例となるよう還流を行っている。

【働き方改革推進校（第五中学校）の取組】

（具体的な取組内容）

- ・ 人事評価（業績評価）に働き方改革に関する目標を入れ、分掌、係の立場からの改善策について学校全体として取り組む。
- ・ 校務支援システム出退勤管理システムを活用。
- ・ 毎月の超過勤務時数を職員朝会で提示し、自己の勤務状況を基にしたミニ研修を実施。
- ・ 電話による連絡網を廃止し、メールによる一括配信。
- ・ メンターを活用したOJTによる支援や同教科の教員（管理職）による授業支援。
- ・ 部活動中止日（会議、定期テスト）を踏まえた、活動年間実施計画の作成。

（取組成果）

分掌での話し合いや年度末反省会議などにおいても働き方改革の視点からの見直しが提案されている。定時退勤日の取組なども定着してきており、生徒に向き合う時間が確保されてワークライフバランスの改善が図られている。

IV. 現推進プランにおける市教委の主な取組

（1）action 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ① スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、学習支援員等の配置
- ② 教材や資料等を共有化する取組を推進できるよう、ICT環境を整備
- ③ 校務の効率化のための北海道公立学校校務支援システムの導入
- ④ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入

（2）action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

- ① 全ての部活動において休養日等を設定
- ② 第四中学校卓球部へ部活動指導員を配置（R2年度～）

（3）action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- ① 長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定
- ② 在校している時間を客観的に計測し記録するための出退勤管理システムの導入
- ③ 国の加配等を活用した学校の組織運営体制や指導体制の充実

（4）action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ① 学校を対象として行う市教委調査の内容について精選（設問数、提出期日など検討）
- ② 変形労働時間制や週休日の振替に係る勤務時間のスライド、振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など有効に活用できるよう助言
- ③ ストレスチェックの実施
- ④ 若手教員に対し、市教委主催の初任段階教員研修等の機会を通じて指導主事が支援

V. 第2期推進プランの策定に向けて

教職員の時間外勤務の推移や道教委の勤務実態調査の結果から一定の成果が得られているが、これらは何よりも各学校における取組の成果によるものと考えている。

このような成果の背景には、教職員の意識改革が進んでいるという状況があると推察される。勤務実態調査からも、1日の勤務時間を設定して働いている教職員や時間外勤務を減らすことに抵抗感のない教職員は、時間外勤務が比較的少ないという結果が得られており、このことは学校全体で取り組むことの有効性を示唆していると考えられる。

しかしながら、道教委で実施した「令和元年度（2019年度）教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」において、その調査結果から、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている実態が当市においても課題となっている。

このため、喫緊の課題である「学校における働き方改革」の実現に向けて、現推進プランが終了する令和3年度以降においても、これらの取組を継承しつつ、令和3年度から本格的な取組となった「GIGA スクール構想」に基づく更なる改善・充実を図り、道教委と市教委、各学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要があり、次期計画となる第2期推進プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

働き方改革推進プラン【第2期】の概要

1 推進プラン（第2期）の性格及び目的

- 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。
- この理念を実現するため、網走市教育委員会（以下「市教委」という）は、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たな推進プラン（以下「推進プラン（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進する。
- 本推進プラン（第2期）は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号、以下「国指針」という。）第2章第2節（1）に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号、以下「給特条例」という。）第8条及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年網走市教育委員会規則第3号、以下「教育委員会規則」という。）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。
- 本推進プランは、今後の国・道の動向に注視するとともに、学校における取組状況の検証を行いながら、必要に応じて見直しを行う。

2 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節（2）及び第3章第2節（1）に基づき、市教委の規則に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

目 標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【重視する視点】

個の“気付き”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取組】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

本推進プランに掲げる取組

- Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減
- Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実
- Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

取組期間

令和4年度から令和6年度までの3年間とし、道教委、市教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
- ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
- イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
- エ 休憩時間
- ③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。
- ④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。
- なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。
- ア 1か月の時間外在校等時間100時間未満
- イ 1年間の時間外在校等時間720時間
- ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

3 市教委及び学校の役割

(1) 市教委の役割

- 網走市立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限に関する方針等を定める。
- 網走市立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校の取組の支援を行う。
- 市教委は、学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) 学校の役割

- 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- 校長は、推進プラン（第2期）に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、北海道が取りまとめた働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

(3) 推進体制と取組の検証・改善

- 市教委は、市長と認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、市長の求めに応じて実施状況等について報告を行うなど連携を図る。
- 市教委は、推進プラン（第2期）の各項目の進捗状況を管理するとともに、施策の検証等の結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて推進プラン（第2期）の見直しを行う。
- 市教委は学校に対し、各般の取組に係る検証結果を提供し、学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に働き方改革の取組を進めるよう促す。

(4) 保護者や地域住民等への理解促進

- 市教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの方に対して広く推進プラン（第2期）の周知を図る。
- 市教委は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、学校の取組の状況を把握し、公表する。
- 校長は、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

4 具体的な取組

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

Action 1

教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

① 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- 市教委は、各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、学習支援員等の配置を進める。

② ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実

- 市教委は、教材や資料等を共有化する取組を推進できるよう、ICT環境の整備を進める。
- 市教委は、学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。
- 市教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実など学校体制の整備に努める。

③ 校務支援システムの活用促進

- 市教委は、校務の効率化や教育の情報化等を目的として、北海道公立学校校務支援システムの活用を促進する。

④ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- 市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進するため、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」の推進を行うとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促進する。

⑤ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

- 市教委は、働き方改革手引「Road」を、学校で積極的に活用するよう促す。
- 市教委は、学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」(働き方改革手引「Road」第3章に掲載)を設置するよう促す。
- 市教委は、学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト(働き方改革手引「Road」第7章に掲載)を活用するよう促す。

Action 2

部活動指導にかかわる負担の軽減

① 部活動休養日等の完全実施

- 学校は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- 市教委は、オホーツク管内で統一的な取組となるよう、各市町村教育委員会と情報共有し、連携・協力を行う。

◎部活動休養日等の取扱については、「網走市立学校の部活動に係る方針」による。

(1) 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする)。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業期間中における「学校閉庁日」は部活動休養日とする。
- ・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。

(2) 部活動の活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。

② 部活動指導員の配置検討

- 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員の配置について検討する。

③ 複数顧問の効果的な活用

- 学校は、可能な限り部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を進める。

④ 中体連、中文連、各種競技団体などとの連携・協力など

- 市教委は、中体連、中文連などの関係団体と連携・協力して、部活動休養日等の実施などの取組を進める。
- 学校は、出場する大会やコンクールなどを精選するように努める。

⑤ 学校規模に応じた部活動数の適正化など

- 学校は、生徒や保護者の理解を得ながら、部活動数の適正化を進める。
- 市教委は、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう、複数の学校による合同部活動の編成や少年団活動等との連携について検討する。

⑥ 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- 市教委は、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、その実現に向け各競技団体や地域等の意見を聴き研究を進める。

Action 3

勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

① ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- 市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワーク

ライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」や、年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」など、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進める。

- 学校は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- 各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- 学校は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- 学校は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

② 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- 学校は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数等、具体的な目標を設定する。
- 校長は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- 校長は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

③ 長期休業期間における「学校閉庁日」の設定

- 市教委は、全教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。
- 市教委は、オホーツク管内において統一的な取組となるようオホーツク教育局、各市町村教育委員会及び各関係団体と調整を行う。

◎網走市立学校における「学校閉庁日」の設定について

(平成30年3月28日網教学第1029号・令和2年6月16日網教学第256号)

(1) 実施目的

教職員が休養を取得しやすい環境を整備し、心身の健康増進を図ることにより、

授業をはじめとする教育の質を高められるようにする。なお、長期休業期間中に設定する「学校閉庁日」とは、各学校が設定した期間における「学校に勤務者を置かない日」とする。

(2) 設定期間

- ・夏季休業期間においては、8月15日前後の、週休日及び祝日以外の日に3日間を設定する。
- ・冬季休業期間における、教職員の年末年始の休日は、学校閉庁日とする。

(3) 服務上の取り扱いなど

- ・年次有給休暇、夏季休暇、勤務の振替等により対応する。
- ・休暇取得を強制しない。
- ・出勤も可とするが、開錠・施錠は出勤する者が行う。
- ・学校閉庁日は部活動休養日とする。

(4) 保護者への周知

- ・学校は、学校閉庁日の期間を定めた後、できるだけ迅速に保護者に周知する。併せて学校閉庁日の期間を任意の様式により教育委員会に報告する。

④ 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

- 市教委は、学校において令和2年4月から導入した「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- 学校は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

⑤ 留守番電話やメールによる連絡対応等

- 市教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問い合わせ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組について検討する。

⑥ 働き方改革に関する研修の実施

- 学校における働き方改革を進めていくためには、校長のマネジメントが極めて重要であることから、市教委は、新任の校長や教頭等を対象とした研修参加に配慮する。
- 市教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、市教委主催の初任段階教員研修や道教委主催の中堅教諭等資質向上研修等の機会を活用するとともに、学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促す。

⑦ 主幹教諭の配置の推進など

- 市教委は、学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、必要に応じて主幹教諭の配置を推進する。

- 市教委は、国の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなどして、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図る。

⑧ 教員と事務職員との役割分担の見直し

- 市教委は、教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について業務の明確化・適正化を図られるよう検討し、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。
- 市教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、職員研修の充実や学校事務の一層の効率化を図るとともに、国の加配なども活用しながら、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実を図る。

Action 4

教育委員会による学校サポート体制の充実

① 調査業務などの見直し

- 市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。
- 市教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- 市教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

② 勤務時間に関する制度の有効活用

- 市教委は、変形労働時間制や週休日の振替に係る勤務時間のスライド、振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、学校が職員の勤務時間に係る制度を有効に活用できるよう助言を行う。

③ 適正な勤務時間の設定

- 市教委は、学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- 市教委は、学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

- 校長は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

④ メンタルヘルス対策の推進等

- 市教委は、学校における労働安全衛生管理体制を整備するとともに、ストレスチェックを行うなど、学校に対する必要な支援を行う。
- 市教委は、教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。また、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。
- 市教委は、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 市教委は、公立学校共済組合北海道支部と連携し、教職員の心身の健康問題についての相談窓口を周知する。

⑤ 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- 市教委は、学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

⑥ トラブル等に直面した際のサポート体制の充実

- 市教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合、網走市いじめ防止基本方針に基づき、必要に応じて「いじめ問題調査委員会」を設けるなど適切に対応する。また、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」などの活用についても検討する。
- 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。
- 市教委は、学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、弁護士による法律相談を活用するなど法的な観点から指導・助言を行う。

⑦ 若手教員への支援

- 市教委は、学校単位を超えて地域で若手教員が悩みを共有できるよう、指導主事等が支援する立場として、市教委主催の初任段階教員研修等を活用し、働き方改革の観点も含め、指導主事等による指導・助言を受けられる機会を設ける。
- 市教委は、学校に対し、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かせるよう、また、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど若手教員が孤立することのないよう、助言を行う。

⑧ 学校行事の精選・見直し

- 市教委は、学校に対し、児童生徒や地域等の実態を踏まえつつ、文部科学省が提示する取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するよう促す。

⑨ 学校が作成する計画等の見直し

- 市教委は、道教委が行う計画の見直しなどを参考に、学校が作成する計画等が、より効率的に作成され、かつ有効に活用されるものとなるよう助言を行う。
- 市教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。
- 市教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- 市教委は、道教委が学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDC Aによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

⑩ 学校の組織運営に関する見直し

- 市教委は、学校に設置されている様々な委員会などについて、類似の内容を扱うものについては合同設置や構成員の統一など、業務の適正化・効率化に向けた運用となるよう助言を行う。

5 留意事項

- (1) 推進プラン（第2期）に掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (2) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (3) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。